

第百十二回 参議院大蔵委員会會議録第十二号

昭和六十三年五月十一日(水曜日)
午後一時開会

出席者は左のとおり。

委員長 村上 正邦君
理事 大沢 方栄君
梶原 清君
藤井 孝男君
志苦 裕君
多田 省吾君

委員

井上 裕君
大河原太一郎君
河本嘉久蔵君
齋藤三郎君
齋藤 文夫君
坪井 一字君
福田 幸弘君
矢野俊比古君
山岡 賢次君
山本 富雄君
鈴木 和美君
丸谷 金保君
本岡 昭次君
堀出 啓典君
和田 教美君
近藤 忠孝君
吉井 英勝君
栗林 卓司君
野末 陳平君

政府委員

大蔵政務次官 佐藤榮佐久君
大蔵省主計局次長 斎藤 次郎君

事務局側

常任委員会専門員 保家 茂彰君

参考人

青山学院大学教授 館 龍一郎君
財政制度審議会 館 龍一郎君
会長代理
全国銀行協会連 蔵原 千秋君
合会副会長 松田 修君
専修大学教授 松田 修君

本日の會議に付した案件

○昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村上正邦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として青山学院大学教授、財政制度審議会会長代理館龍一郎君、全国銀行協会連合会副会長蔵原千秋君、専修大学教授松田修君、以上三名の方々の御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ、本委員会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。また、委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。参考人の方々から忌憚のない御意見を承りまして、法案審査の参考にいたしたいと存じます。

なお、議事の進行上、最初に参考人の方々からお一人十五分以内で御意見を述べただき、そ

の後委員の質疑にお答えをいただく方法を進めてまいりたいと存じますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。陳述いただきます順序は、お手元に配付してあります参考人名簿の記載順でございます。

それではまず、館参考人からお願いをいたします。館参考人。

○参考人(館龍一郎君) ただいま御紹介いただきました館でございます。

本日は、この委員会で私の考えております意見を申し述べ機会を与えていただいたことを大変光榮に存じております。早速私の考えているところを申し上げて、御参考にしていただければというところで始めさせていただきますと思います。

今さら申し上げるまでもないことでございますが、国債の発行によって資金調達するという調達の方法は、税による資金調達に比べてどうしても容易であるために、国債依存によって財政を行ってまいります場合には、とくに財政の節度が失われて、その結果、財政の膨張であるとか財政の硬直化といったような弊害が生ずる危険が大いにあると存じます。財政学者は、公債の発行について

の見せかけのコストが非常に低いために、そういう現象がしばしば起こりやすいというように申しております。これらの弊害を除去するために、政府は、昭和五十五年以降財政の再建を政策の重要な目標といたしまして、歳出の節減合理化に取り組んでこられたところであります。

他方、世界における日本経済の現在の状況を考えてみますと、日本経済の他位の向上から、我が国は世界経済の調和ある発展のために、従来の外需主導型の経済から内需主導型の経済へ転換することが強く期待されておるのが実情でございます。もちろん従来の外需主導型の経済は、何も日本の政策責任だけによって生じたものではなく

て、外の政策によって、強いドルという政策によってドル高が生じ、そのドル高が生じたために生じている面もあるわけでありますが、日本の現況を考えますと、当然日本の責任として内需主導型の経済に転換していく必要があるのが実情であると思ひます。

このような二つの要請に対して同時にこたえるために、政府は一方で歳出の節減合理化に努め、特に赤字公債の削減に努力すると同時に、一方では不要な規制を廃止ないし緩和して、民間の活力の十分な發揮を図ってまいり、さらにNTT株の売却収入の活用等で、公共事業の事業規模は対前年度二〇%を超える水準に引き上げる等の施策を講じられたというように了解しております。

以上のような努力の結果、特例公債につきましては、その発行額を当初予算において一兆八千三百億円減額して、発行限度を三兆一千五百億円とされ、さらに一方では、特例公債を発行しながら他方で公債償還のための財源を国債整理基金に繰り入れるというの、借金をする一方で借金の一部をそのまま元利返済のために積み立てておくというもので、常識的に見てもおかしいのではないかと存じます。

さらに、整理基金には幸いにして国債整理基金特別会計に帰属しておりますNTT株の売却収入が六十三年度も三兆八千五百億円強見込まれるので、その残高は五兆円を超えまして、償還に支障を来すおそれがないというように考へるわけであります。そこで定率繰り入れを六十三年度も停止するということを提案されておるわけでありま

す。

また、一般会計から厚生保険の健康勘定への繰り入れについても、これも六十三年度も一般会計、特別会計の現状を勘案して六百五十億円を減額して繰り入れるということとされているわけ

今回、特例公債が大幅に削減されたことによりまして、「昭和六十五年度までに特例公債依存体質からの脱却」という財政再建目標の実現性は以前に比べれば高まってきたと考えられますが、こ

第一は、市場実勢に即した発行条件の改定であります。国債の市中消化を進めますためには、金利、価格といった発行条件を市中の需給実勢を反映させて決めることが必要であります。この点、近時は弾力的改定が行われておりますが、今後、金利の上昇局面におきましても、対応がおくれる

されることとなったわけですが、シロ引受制度は発行額全額調達という保証機能をもちまして、一貫して安定消化のための中心的役割を果たしてまいりました。もとより、入札制には発行条件に対する市場実勢の十分な反映という利点が認められますが、反面、必要な時期に所要の調達額を常に確保できますかどうか、特に国債の市況や消化は金融環境に左右される面が大でありますと

と申しますのは、御案内のとおり、六十一年度の第三・四半期以降、日本の経済はそれまでの円高不況、俗にいいます円高不況という状況からようやく脱する兆しを見始めまして、六十二年度になりまして以降は顕著に拡大の方向をたどるといふふうな状況を見せ始めているわけでございますが、それ自体がまた財政の再建にとりまして極めて望ましい効果ないしは影響をもたらしてきて

いるということが最近になって認められる状況になつてきたというのが私の認識であります。それが第二点でございます。

以上の二つの点について、もう少し具体的にお話を申し上げたいわけですが、国債の管理及び財政の問題につきまして、やはり一番問題になりますのは、もちろん国民経済、とりわけ国民の所得にとりまして、巨額に上ります国債発行残高から生じます利払いの負担というものが、ほとんどどんどん上がついていく、つまり発散的に負担がふえてくるという状況が一番望ましくない状況、まさにこれはマクロ経済的に見ても、財政破綻のケースでございます。そういう状況を避けなければならぬということ、これはどのようなふうにお方でもお考えになる問題でございますが、そういうふうな状況というのは、六十一年度ないし六十二年以降、どうやら避け得る可能性が出てきたというのが実情だと考えております。

と申しますのは、御案内のとおり、六十一年度以降、六十二年もそうでございますが、当初ベールで考えました場合でも、国債の利払い費と、それから国債の新規発行額とがほぼ同額になつていく、あるいは六十二年当初で見ました場合には、むしろ利払いの方が国債の新規発行額を上回つていくというふうな状況でございます。これは、俗に借金利払いのために国債を発行して行くのではない、これはサラ金財政ではないかという批判がないではないわけですが、しかし逆に観点を少し変えて見ます場合には、利払い費と国債の新規発行額が同額であるということは、それはある意味では、GNP（国民総生産）の、つまり国の経済の規模に対する国債の残高が次第に一定水準に収れんしていく可能性を深めているということの意味すると考えられるわけであります。と申しますのは、言うまでもなくGNPというのは、名目の成長率の複利の計算でふえていくわけでございます。一方、国債の利払い費だけは新規の国債発行額として出てくる場合には、その国債の残高というのは国債の利子分の複

利計算でふえてくるということでございますから、残高は利子の複利計算、それからGNPは名目成長率の複利計算で伸びていく。

そこで、もしも利払いの利子率が名目の成長率を上回りますとこれは問題でございますが、これは恐らく両者は大体同水準に落ちついていくというのが均衡経済の常識でございます。ようから、大体このように国債の利払い分だけ新規国債が発行されるという状況は、GNPの中に占めます国債残高の比率がどうやら四三ないし四五％というところで収れん状況に入つてきたというところのあらわれである、というふうに考えても、そう大きな間違いではないと考えていたわけでございます。

しかしその後、六十三年度の予算におきまして、国債の新規発行額は顯著に利払い費を下回る八兆円強、九兆円弱というふうな水準になつていくわけでございます。恐らくこの状況から考えますと、六十一年度ないしは六十二年あたりをピークにいたしまして、GNPに占めます国債残高の比率というのは次第に漸減の方向、低下の方向をたどるというふうな、極めて望ましい状況が出てきているというふうに考えるわけであります。

ただ問題は、もう一つの問題、財政本来のあり方から見まして、俗に言います赤字国債、特例公債でございますが、それがいまだにまだ発行せざるを得ないという状況である。これは恐らく今、これまで申しましたようなマクロ経済的な観点だけでは判断できない問題を持つています。つまり財政というのも一つの会計でございますから、会計というものはやはり一つのディシプリンと申しますか、倫理観というか節度というものが必要でありまして、先ほど箱参考人からお話ございましたように、特例公債が発行されているということ、経済主体としての財政そのものが負の貯蓄、つまりマイナスの貯蓄というのを持つていくということでありまして、そういうふうなマイナスの貯蓄を出し続けるということは、一つの会計として

の、一般会計としてのやはり健全性、節度の維持というところから確かに問題があるということは言わざるを得ないわけでございます。

その場合にもう一つ、経済的に一体赤字国債が本当に悪いのかどうかという問題になるわけで、倫理観だけではなくて経済的にも問題があるのではない、確かにございまして。それは、例えば赤字国債というのは、今申しましたようにマイナスの貯蓄でございますから、したがって、例えば中央政府なら中央政府というものがあつて、その資産と負債の関係を考えました場合、負債がどんどんふえていくわけでありまして、資産から負債を引きました分の正味資産というものはだんだん減つてくる、逆にマイナスになつていく。

現実に国民所得統計、企画庁の出しました統計によりまして、中央政府の正味資産というのは大きなマイナスになつていくという状況になつていくわけでございます。そういうふうな正味資産というものがあつて、そういうふうな正味資産が公共財のサービスあるいは福祉サービスということができるというふうな観念いたしました場合には、そういうふうな正味資産の減つていく状況というのは、果たして望ましいかどうかというものは多大の問題があるわけでございます。

しかし、この点につきましても、先ほど申しましたような六十一年度第三・四半期からの経済、俗に申します円高不況からの脱却の動きが財政に極めて望ましい影響を与えているということも見逃すことはできない点だと私は考えております。もちろんそれまでに今までの財政再建ないしは行政改革という面からの御努力が実を結んだ点、例えばNTT株の売却収益が入つてきたというふうな望ましい条件がつけ加つたことは事実でございます。すけれども、それだけではなくて、内需の拡大、経済の拡大というものを通じまして、税収がそれまで以上にふえてくるというふうな、極端な言い方をいたしますと財政が、拡大均衡とは申しませんが、拡大均衡化の方向に動き出したやに見られるというところが重要な点であるというふうに

考えられるわけでありまして。もちろん俗に申します円高不況からの脱却というのは、それだれその相対関係の変化に対する民間経済の適切な対応というものが実を結んだことは間違いないでございます。しかし、それだけではなくて、六十一年度以降とらえました財政面での景気の下降を防ぐようなそれなりの御努力、とりわけ六十二年の補正予算以後のいわゆる経済対策というものがそれなりの働きをしたことは間違いないのではないかと、いうふうに私は思つておるわけでございます。

経済学の部門におきましても、財政の景気刺激ないしは成長に対する効果というものは、以前ほど高くないというものがもろもろ多数意見ではございますけれども、しかし、五十七、八、九年度の財政を見ました場合には、財政の再建という問題から生じますとりわけ公的固定資本形成の伸び悩まないしはマイナスというものが経済全体の成長の足をむしろ引つ張つたという面はないとは言えないわけでございます。例えば半年度ベース、つまり四・九、十一・三月というふうな半年度ペースで見ました場合の公的固定資本形成のそのときそのときの成長に対する寄与度、これはパーセントポイントで出しますが、寄与度を見まして、五十四年度以降は、半年ペースで見まして公的固定資本形成が二期続けて、つまり二半期を通じて続けてプラスになつたことはいわゆるでございます。プラスになつたりマイナスになつたりゼロになつたりしているわけでございます。それが改まりましたのが六十年度の下期以降でございます。

六十年度の下期以降は、公的固定資本形成の実質成長率に対する寄与度はずっとプラスを続けておりまして、この辺から日本経済の円高不況への対応というものがどうやら軌道に乗つてくるというふうなその足がかりをつくつたという可能性はあり得るわけでございます。六十年度下期の公的固定資本形成が、その前の期、つまり六十年度上期に比べましてプラスになりましたのは、恐らくこれはその当時におきまして公共投資のおくれが出

まして、下期になってそれがふえてくるというふうな状況だったと思いますが、六十一年度以降はそれなりに財政の方も極端な成長の足を引く張るというふうな状況から変わってきたというところとがここにあらわれておりますのではないでしようかというふうに思っております。六十一年度下期以降、六十一年度上期までしか私は手元に数字は持っておりませんが、成長の寄与度はずっとプラス、つまり四期続けてプラスということとは、五十四年度以降には少なくともそういう状況はなかった、そういうふうな財政が積極的に足を引く張ることがなくなったことが円高不況からの脱却の一つの大きな要素になったんではないかというふうに私は認識しているわけでございます。

そういうわけでございますので、財政というのは、先ほど申しましたマクロ経済の問題に見ましても、財政そのものの中の赤字国債の問題につきましても、どうやら現状はそれほど楽観はできないにしても、方向としては若干希望の持てる状況が出てきたことは間違いないかろうというふうに考えております。現実にも赤字国債の発行額は、先ほど参考人のおっしゃいました六十五年年度に赤字国債から脱却という可能性は強いばかりでなく、個人は、うまくいきますと六十四年度の決算ベースでは、ひよっとすると赤字国債ゼロに近いところまで持っていく可能性もあり得るのではないかとこのように考えているわけでございます。

新聞報道でございますが、印紙税を含めました税収でございますが、六十二年度は決算ベースで恐らく税収は四十五兆円ぐらいでなるんじゃないかというふうに言われておりますが、そういうふうな状況が続きますならば、六十四年度中に赤字国債脱却というのはやろうと思つたらできないことでもなからうかというふうに私は考えているわけでございます。

そういうことでございますので、それはやはり財政が緊縮からある程度中立的になってきたということが、これが今のような拡大均衡化の方向を

出してきたことだろうと私は考えておりますので、今後、財政は極端な緊縮を避け、しかしみだりに拡大する必要はないのであって、今のような経済の状況ですと財政が経済全体を引く張るという必要はないわけでありまして、少なくとも中立、つまり公的固定資本形成が名目の成長率と同じぐらい伸びるような、そういうふうな状況をつくっていく方が望ましいのではないかとこのように考えているわけでございます。

最後に、だからといってすべて楽観的というふうな申し上げているわけじゃございませんで、まだまだ行政改革は当然必要でございます。御案内のとおり、国の財政というものは、実のところ申して、ほとんどが特別会計でございますとかあるいは地方への補助金でございますとか、あるいは公社公団のようなそういうところへ繰り入れられているのが大部分でございます。一般会計独自で使っているのはそんなに多くございません。恐らく一五割以内というふうに考えております。

そういうことを考えますと、やはり特別会計あるいは公社公団あるいは補助金というものを制度的にもう一段見直しして、そうして効率的で健全な財政支出をしていかなければならないという点におきましては、何ら以前と事象は変わっていない。ただ、方向としましては、若干と申しますか、希望が見えてきたということでございまして、私は本年度につきましては、少なくとも今のような好調な経済の拡大基調が続くということを考えております。それを前提にいたしますなら、マクロ経済的に見ましても、財政本来の姿で見ましても、方向は改善方向にあるというのが私の考え方でございます。

どうもありがとうございます。
○委員長(村上正邦君) ありがとうございます。それで、これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。
○志賀裕君 どうも参考人の先生方、大変所説を

お伺いできてありがとうございます。

(委員長退席、理事梶原清君着席)

最初、館参考人にちよっとお伺いしたいわけですが、これは松田先生にもお伺いしたいかなと思ふんですが、実はこの委員会で大蔵当局とそれそれ各委員の間で、そもそも何を以て財政再建と言ふのか、あるいはまた財政の対応力の回復というものが財政改革の目標とされておるんですが、じゃそういう場合の指標というものは一体何なんだという議論が随分行われているわけですが、すけれども、なかなか大蔵当局もこれ慎重でして、いま一つ鮮明にならない。

それからまた、六十五年に特例公債の発行をやめようという一つの財政目標は、今ほどお話をありましたが、まあ頑張れば実現ができればいいと、こういうところまでできたんだが、そうなるに当然次の財政目標は何になるのかというところについて、なかなかはっきりしてこないというところを続けておるわけですね。

それで、幸い先生方おいでになったので、今私が述べたような点について、突き詰めていけば、六十五年目標まことに御同慶の至りだが、さて次はというとなかなか定まらない、そういう問題についてひとつ御所見があれば伺っておきたいと思ふんです。

○参考人(館龍一郎君) それではお答えいたします。ある意味では大変難しい問題でございます。と申しますのは、経済理論の上で財政再建というのははかどかしくしかじかであるということを一義的に規定することができないのかと申しますと、そういう理論は残念ながらないわけでございます。

そこで、財政再建を何と考えるかということにしましては、それぞれの経済学者の主観がどうしてものところに介入する点があります。そういう意味で非常に難しい問題というように私自身は考えておりますが、しかしいろいろな状況に勘案して、私自身はここ約十年近くいつもそういうよう

に申し上げておるわけでございますが、経済が順調に発展しているという状況を前提とした場合、財政が赤字公債の発行に依存しない状態というのを以て財政再建というふうに考えるのが適当ではないか。健全財政という場合に、財政収支が均衡していることを以て健全財政というふうに定義いたします。しかし、これも経済学的に非常に厳密に申しますと、それがいつても正しいのかという点については意見が分かれるわけでございまして、財政の節度という点から、それを一つの基準とすべきであるという考え方があつた。ちよつと同じような意味におきまして、私は財政再建を今のように定義する、規定するのがいいんではないかというふうに考えているわけでございます。

六十五年に仮に赤字公債からの脱却が行われた場合には、それは次の財政政策の目標、財政の目標は何かという点でございます。私の立場がここに二つ書いてございまして、やや微妙でございます。

財政制度審議会では、御案内のように、予算の編成の際に建議をいたしております。その財政制度審議会での建議の際には、いつも単に赤字公債からの脱却だけではなく、さらに公債依存率を下げていくことが望ましいということを述べているわけでございます。したがって、それが財政の今後のあり方を考える場合の一つのよりどころになるというところは申し上げなければならないと思ひます。

ただ今度、非常に使い分けをして申し上げてございませぬが、一人の経済学者として申し上げますと、赤字公債依存率から脱却した後に財政の目標は何かといへば、本来の財政の目標に戻るのではないかと。つまり、そのとき最も必要とされる公共財の提供を適正に行っていくというのが財政の第一の目標であり、所得再配分、適正化を図っていくというのが、これが財政の目標でございますから、赤字公債に依存しない状態においてこれらの目的を適正に果たしていくということ

が財政の目標というように申してよろしいのではないかと考えております。

以上でございます。

○理事(梶原清君) ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○理事(梶原清君) 速記を起こして。

○参考人（松田修君） 財政再建というものをどう

いうふうに考えたらいいかということになりますと、六十五年度までに赤字国債から脱却するというのはいくつの中間目標だったというふうに考えているわけでございまして、最終的な目標は一体何

かと申しますと、やはりそれは館先生のおっしゃったように、経済が均衡的に成長していきます中で負の貯蓄が行われないということが一応の目標になるというふうに私も考えております。

それで、それ以降何を目標にやっていくか、それも館先生のおっしゃったとおりだと思いますが、一つつけ加えることがあるとしますならば、やはり歳出の中に占めます国債費の比率が二割近いということは、当然これは財政の硬直化につながるややすいということは確かでございます。

この点に配慮いたしますならば、それを落としていくのに一体どうしたらいいかということになりますと、やはりそれは何らかの形で申しますか、政府の資産をもっと適正に評価できて、それがちゃんと中央政府の資産として計上できるような状況、大変申しにくいんですが、例えばNTTの場合をお考えいただいたらよろしいかと思いますが、そういうふうな状況をつくりました場合には、より予算編成上の制約というのが精神的にも少なくて済む、財政当局も手を縛られなくて済むような状況が出てくるというふうに考えるわけでございます。

そういうふうによつて、そしてそういうふうな資産が再評価されるという状況ができてまして、それが民営化という形で世間に対して、民間経済に対して何らかの形で金融資産を提供できるということになりました場合には、国債の残高は減りま

してもそれほど問題はないというふうに考えておりますので、国債の残高だけどんどん急激に減らしていくということは金融的にも問題が生じてくると思いますので、ゆっくりとやる。もしもたくさん減らすならば、そういうふうな政府の資産の再評価というふうな措置を何らかの形で取り入れればいいのではないであろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○志吉裕君　ちよつと私も座つて発言しますの
で、どうぞ皆さんも座つたままで御答弁なさつて
ください。

今の松田参考人のお話にちよつと関連をするんですが、あるいはまた何をもって健全財政と言うかということに関連するんですが、今の財政法の建前は國債なんか出しちゃいけないということになっていまして、ですから、建設國債であれ赤字國債であれ、出すのは本筋じゃないという建前になっていますが、しかしこれに対して、常にある程度の借金を抱え込んだ財政というふうなものがあるんだという、そういう説がないわけでもない。

今、ゆっくり減らしてというお話の意味の中には、国債は発行している側からすれば借金だけれども、それを買っている側から見れば資産なわけであって、その資産形成、資産運用、あるいは国民経済的な観点ではマイナスばかりでもないという論理もその中にはあるんでしようし、あるいはまた特にいつの間にか四条債と特例債を分けちゃったんですが、何となくですね、その中には余りようけになるので分けようという、見せかけを少なくするだけじゃなくて、四条債の方は社会資本の形成をしていくんだから世代間の負担の平準化といえますか、そういう論理でいけば必ずしも悪い

ものじゃないという論理がこの中にあるのかもし
れませんが、そうなつてくると、常に一定程度の
借金を抱え込んだ財政というものに一から十まで
全部悪いとばかりも言えないという論理が生まれ
てくるのではないか。そうしますと、今の財政法

は世の中に合わないものであって、本則を少し見直したらどうという議論が出てきても不思議ではない。となると考えられるんですが、ちょっとこの辺りの考え方について御意見があれば伺いたい。館先生と松田参考人、どうですか。

○参考人(館龍一郎君) ただい

いますか。建設国債とそれから特例債とではやはり性質が非常に違うというように私自身は考えております。財政学の中では建設国債とその他の国債とを区別しないという考え方ももちろんあるわけでございますが、私自身はこれは明瞭に区別するのが適当であるという立場をとっております。

御承知のように、財政法でも国によつて建設國債を區別している国と區別しない国がございます。日本は區別する立場をとつておりまして、その立場に私は賛成といひますか、區別する立場をとつております。そうして、ある程度長期にわたつて資産が存続するような財の建設、つまり公共事業等につきましては、そのある部分を建設國債の發行によつて賄つていくのが適當であるというように私自身は考へております。

二つの理由がございます。一つは、将来世代と

現在世代との間の負担の公平化という点でございます。もう一つは、全く国債がないという状況を考えた場合に、その国の流動性が不足して金融上の支障が生ずる。そういう意味から申しまして、金融の円滑な運営のために、ある程度の公債が出ておるといふことは望ましいというように考えております。その二つの点から、建設国債が全くないという状態ではなくて、建設国債がある程度発行されるということと自身については、私はそれが当然であるというように考えております。

しかしそれは申しまして、建設国債であつてもこれが借金であるということと自身には変わりが

ないわけでございますから、公共事業のためであれば何でも建設国債でやってよろしいとまで考えているわけございませんで、財政の硬直化を避けるためにはそこにおのずから節度があるうというように考えている次第でございます。

○志喜捨君 松田先生何か所見ございますか。別に私が今そういう意見を持っているという意味じゃないので、そういう所説もあるものだということとで伺っている。

○参考人（松田修君） 大変難しい問題でございま

すが、ただ、国債というのは、金融資産と考えた場合には特例公債も四条公債も変わりはないことは金融資産としてはそのとおり。負債として考えた場合、つまり一般会計の立場に立ちました場合にはやはり区別がある。それは特例公債というのは負の貯蓄であるという点でやはり臨時異例のもの以外ではあり得ないというふうに考えるわけでございます。

一方、建設公債、つまり四条公債というのはどうかというお話でございますが、それはそのときどきの国民経済の中におきますやはり貯蓄と投資の關係というのを十分考えまして、それによっておのずから決まってくるものではないか。例えば民間経済が非常に貯蓄超過のような状況のもとですべての公債の発行というのを禁じてしまうような状況というのは、極めて貯蓄超過のデフレ経済を形成することになってしまいますから、その辺のところはやはり建設公債につきましてはそれほどリジッドに考える必要はないのではないかと。

ただ、これからの経済というのは、御案内のとおり、もう恐らくそれほど財政でもって成長を促進するという状況でもございませんで、先ほど申しましたように、名目成長率とそれほど変わらない程度の建設の伸びということを考えました場合には、建設公債がどんどんどんどん出てくるようなそういうふうな状況というのは必要もないし、また考えない方がいいのではないかと。つまり財政の運営そのものは、でこぼこのないもう少し安定的な支出、歳出というのを心がけていくというふうな時代に入ってきたのではないかと考えております。そういうことから考えました場合には、もちろん建設公債の発行というものが野方図に出されていいということではございせん。それが出てしまいますと、利支払い費を通じましてま

た赤字国債というふうな問題が出てまいりますから、そういうことは望ましくないことは当然でございます。

なお、公債というものがなかったらどうかというふうなことを考えました場合に、例えば今金融資産の中で、国の公債を上回るほどの信用力があつてしかも流動性が豊かで非常に便利である、そういうふうな金融資産はないわけでございます。それが一たん世の中からなくなってしまうような事態を考えました場合には、これは金融市場に対しては非常に大きな打撃になるだろう。現実には金利は一体何で決まっているか、長期金利は一体何で決まっているかということになりますと、国債の相場が決まっているわけでございます。国債の相場というのは、少々買ったり売ったりしても値段がそんなに乱高下いたしませんし、大衆民間の金融市場にとっては大事な金融商品でございます。そういうものはやはり残していただくか、全体の経済の運営に及ぼす民間経済の活性化というものにもつながってこないというふうなことを考へておる次第でございます。

○志古裕君 いろいろ所説を伺ひまして、ただ、とかく今の財政法を見ておる限り、借金しちやいかぬと云うておるわけでは、いろいろ世の中は、現実の生きた経済はそうもいかぬようだと云うお話がありました。これを實際に資産として動かしておるのは銀行さんその他になるわけですが、ちよつと今の点についてあれでしようか、蔵原参考人から何か補足的な御意見でもあればいただきたいと思います。

○参考人(蔵原千秋君) 今私も両先生の御意見に全く異存がございませんのであつてつけ加えることはございせんが、一つだけつけ加へさせていただきます。ただいま国債がその金融市場の中に組み込まれておるという状況の中に、一つ金融の自由化、国際化という観点をに入れて考へてみたいと思ひます。

「理事堀原清君退席、委員長着席」
そういったしますと、現在国債は金融市場の中で金融資産として流通しておるわけでございますが、非居住者が円資産を保有いたしますときに、やはり非居住者の円に対する運用として格好の運用手段の一つになつておるということも言えるわけでございます。そういう意味からも国債が非常に安全であり、かつ流動性に富む投資物件として、今や我が国の金融市場の中に組み込まれておるということが言えるのではないかと、この感じがいたします。

○志古裕君 蔵原参考人にもう一問、先ほどのお話しの方で郵貯との関係とか、あるいは国債の発行形態などの御要望などございまして、承りました。直接それとは関係ないんですが、きのうも同僚委員と政府とのやりとりもあつたんですが、マル優の導入以来、あるいはまたそれだけじゃない、いろんな金融市場のさまざまな変化も含めまして、資金シフトが一体これからどうなるんだらうかというところは非常に関心のあるところなんです。皆さんそれぞれのお考えの、このごもる割るわけですが、第二の予算である財政資金の原資というものは資金運用部資金で、そのうちの大部分が郵貯と。特に、あと一年しますと一番条件のよかつた十年物を利子をつけて返さぬといふか、定期貯金なんかですね。そうなつてまいりますと、何でも利子を含めれば二十五兆円くらいにはなるんじゃないかというお話もあるようですが、仮にこういうものをとんと一度預金者のところに、貯金者のところに返す、それがまた郵便貯金に戻つてくるといふ保証はないわけでは、そこからどこへ散らばるのだらうか、もう一遍その金はどこへ今度動くのだらうかというところは、場合によるとこの資金運用部資金の将来予測を大変狂わしてしまふ話にもなつてくるわけですね。

○参考人(蔵原千秋君) 最初の方の問題でございすけれども、マル優もなくなら、いろいろ制度が改正になりまして、一体資金がどういうふうな動いていくのだらうかという点でございまして、四月一日に利子非課税制度が廃止になりました。まだ一カ月ぐらいたつただけでございまして、短い期間の動き、これは別といたしまして、もっと大きな問題といたしまして、今先生のおっしゃいますように、郵貯の問題を考へてみたいと存じます。例えば昭和六十五年のことがあつたか、そのときに郵貯の資金がどうなるのだらうかというふうなことが世間で言われておりますけれども、そういう問題よりもむしろ私も民間金融機関の立場といたしましては、郵貯と民間金融機関とをどういうふうな競争条件をそろえるように持つていくべきかというところに日ごろ頭を悩ましておるわけでございます。

○参考人(蔵原千秋君) 最初の方の問題でございすけれども、マル優もなくなら、いろいろ制度が改正になりまして、一体資金がどういうふうな動いていくのだらうかという点でございまして、四月一日に利子非課税制度が廃止になりました。まだ一カ月ぐらいたつただけでございまして、短い期間の動き、これは別といたしまして、もっと大きな問題といたしまして、今先生のおっしゃいますように、郵貯の問題を考へてみたいと存じます。例えば昭和六十五年のことがあつたか、そのときに郵貯の資金がどうなるのだらうかというふうなことが世間で言われておりますけれども、そういう問題よりもむしろ私も民間金融機関の立場といたしましては、郵貯と民間金融機関とをどういうふうな競争条件をそろえるように持つていくべきかというところに日ごろ頭を悩ましておるわけでございます。

と申しますのは、これはあちこちでいつも申し上げておるわけでございますが、郵貯の場合には、国の信用をバックにいたしまして、法律上も元金の保証がございす。しかも官業といふことでございすので、国税も地方税もかかつておりません。また、預金保険制度に基づきます保険料も支払ないでよろしい、準備預金制度に基づく準備預金も積まないでよろしいとか、そういういろいろな官業としての特典をバックにいたしまして、例えば今世間で言われておりますような、民間に比べますと有利な定額貯金というような商品を出しておるわけでございます。私もといたしましては、そういう民間に比べて有利な状況にあるというの、やはり国がそういう必要性を認めておるからで、そういう有利な官業であるからには、競争を民間とまともにやるということではないに、やはり民間の補充に徹していただくというのを常々申し上げておるわけでございます。すけれども、にもかかわりませず、郵便局の方は非常にバイタリティーに富んでおられまして、どんだんと民業の方にも手足を伸ばしてこられるというのが現実の姿でございます。

○志古裕君 いろいろ所説を伺ひまして、ただ、とかく今の財政法を見ておる限り、借金しちやいかぬと云うておるわけでは、いろいろ世の中は、現実の生きた経済はそうもいかぬようだと云うお話がありました。これを實際に資産として動かしておるのは銀行さんその他になるわけですが、ちよつと今の点についてあれでしようか、蔵原参考人から何か補足的な御意見でもあればいただきたいと思います。

○参考人(蔵原千秋君) 今私も両先生の御意見に全く異存がございませんのであつてつけ加えることはございせんが、一つだけつけ加へさせていただきます。ただいま国債がその金融市場の中に組み込まれておるという状況の中に、一つ金融の自由化、国際化という観点をに入れて考へてみたいと思ひます。

○参考人(蔵原千秋君) 最初の方の問題でございすけれども、マル優もなくなら、いろいろ制度が改正になりまして、一体資金がどういうふうな動いていくのだらうかという点でございまして、四月一日に利子非課税制度が廃止になりました。まだ一カ月ぐらいたつただけでございまして、短い期間の動き、これは別といたしまして、もっと大きな問題といたしまして、今先生のおっしゃいますように、郵貯の問題を考へてみたいと存じます。例えば昭和六十五年のことがあつたか、そのときに郵貯の資金がどうなるのだらうかというふうなことが世間で言われておりますけれども、そういう問題よりもむしろ私も民間金融機関の立場といたしましては、郵貯と民間金融機関とをどういうふうな競争条件をそろえるように持つていくべきかというところに日ごろ頭を悩ましておるわけでございます。

と申しますのは、これはあちこちでいつも申し上げておるわけでございますが、郵貯の場合には、国の信用をバックにいたしまして、法律上も元金の保証がございす。しかも官業といふことでございすので、国税も地方税もかかつておりません。また、預金保険制度に基づきます保険料も支払ないでよろしい、準備預金制度に基づく準備預金も積まないでよろしいとか、そういういろいろな官業としての特典をバックにいたしまして、例えば今世間で言われておりますような、民間に比べますと有利な定額貯金というような商品を出しておるわけでございます。私もといたしましては、そういう民間に比べて有利な状況にあるというの、やはり国がそういう必要性を認めておるからで、そういう有利な官業であるからには、競争を民間とまともにやるということではないに、やはり民間の補充に徹していただくというのを常々申し上げておるわけでございます。すけれども、にもかかわりませず、郵便局の方は非常にバイタリティーに富んでおられまして、どんだんと民業の方にも手足を伸ばしてこられるというのが現実の姿でございます。

○志古裕君 いろいろ所説を伺ひまして、ただ、とかく今の財政法を見ておる限り、借金しちやいかぬと云うておるわけでは、いろいろ世の中は、現実の生きた経済はそうもいかぬようだと云うお話がありました。これを實際に資産として動かしておるのは銀行さんその他になるわけですが、ちよつと今の点についてあれでしようか、蔵原参考人から何か補足的な御意見でもあればいただきたいと思います。

○参考人(蔵原千秋君) 今私も両先生の御意見に全く異存がございませんのであつてつけ加えることはございせんが、一つだけつけ加へさせていただきます。ただいま国債がその金融市場の中に組み込まれておるという状況の中に、一つ金融の自由化、国際化という観点をに入れて考へてみたいと思ひます。

○参考人(蔵原千秋君) 最初の方の問題でございすけれども、マル優もなくなら、いろいろ制度が改正になりまして、一体資金がどういうふうな動いていくのだらうかという点でございまして、四月一日に利子非課税制度が廃止になりました。まだ一カ月ぐらいたつただけでございまして、短い期間の動き、これは別といたしまして、もっと大きな問題といたしまして、今先生のおっしゃいますように、郵貯の問題を考へてみたいと存じます。例えば昭和六十五年のことがあつたか、そのときに郵貯の資金がどうなるのだらうかというふうなことが世間で言われておりますけれども、そういう問題よりもむしろ私も民間金融機関の立場といたしましては、郵貯と民間金融機関とをどういうふうな競争条件をそろえるように持つていくべきかというところに日ごろ頭を悩ましておるわけでございます。

と申しますのは、これはあちこちでいつも申し上げておるわけでございますが、郵貯の場合には、国の信用をバックにいたしまして、法律上も元金の保証がございす。しかも官業といふことでございすので、国税も地方税もかかつておりません。また、預金保険制度に基づきます保険料も支払ないでよろしい、準備預金制度に基づく準備預金も積まないでよろしいとか、そういういろいろな官業としての特典をバックにいたしまして、例えば今世間で言われておりますような、民間に比べますと有利な定額貯金というような商品を出しておるわけでございます。私もといたしましては、そういう民間に比べて有利な状況にあるというの、やはり国がそういう必要性を認めておるからで、そういう有利な官業であるからには、競争を民間とまともにやるということではないに、やはり民間の補充に徹していただくというのを常々申し上げておるわけでございます。すけれども、にもかかわりませず、郵便局の方は非常にバイタリティーに富んでおられまして、どんだんと民業の方にも手足を伸ばしてこられるというのが現実の姿でございます。

まず、三人の参考人の方々にそれぞれお考えを聞きたいんですけれども、お三人とも、当面政府が財政再建目標としております六十五年度赤字国債ゼロというこの目標の達成は非常に可能だという点においてはまず一致されておる。松田参考人は、場合によつて六十四年度の決算でそういう状況に近いものが出るかもしれないというふうな、いわば楽観的な見方をされたわけでございますが、それには、今税の自然増収が六十二年度も補正後の状況から見ても二兆数千億の自然増収があるというふうな状況とか、それからNTTの株の売却益が引き続き国債の償還及び公共事業として使えるというふうな、そういう問題がやはりあると思うんですね、そういう判断の中には。

しかし、六十三年度予算については、一般に財政再建とそれから内需拡大、これの両にらみ予算だと、二兎を追う予算だというような批評もあつて、そこにはやっぱり僕はある程度の不安定要素もあるんじゃないか。景気の見通しというのは、ことしじゅうは何とか続きそうだと言うけれども、国際状況によつてはまたこれもあるいは変わるかもしれないというふうな不安定要素もあるし、それからNTTの株の売却収入というものも六十六年度まで終わりということになりましたから、これもまたいわゆる恒久的な財源ということとは言えないわけでございます。

そこで、そういう楽観的な要素とやや不安定な要素とをいろいろ勘案をして、とにかく当面の財政再建目標は達成できるというふうにお考えになる理由ですね。それとも一つ、それが仮にそうでなくつて、財政再建とそれから内需拡大とこの国際的な要請、この両にらみということができないと不可能だというふうな状況、景気の波などによつてですね、そういう状況があらわれた場合に、皆さん方としては一体どちらを重点に置いて考えていくか、その辺のところについてお考えをひとつ述べていただきたいと思ひます。

それからもう一つは、先ほどからも出ておりましたように、また蔵原参考人の意見の中にもあり

ました財政の対応力ですね、これから高齢化社会あるいは国際化の要請というふうなことから財政の対応力を回復しなければいけないと言ふんですけれども、これは政府も同じことを言つておるわけですから、この財政の対応力の回復というのは、指標として見れば一体どういうことを重点に見ていけばいいのかわからない点でございまして、財政再建が始まつてからの経過を見てみますと、国債依存度は確かに減つてきております。五十四年度が三・七割だったのが六十三年度は一・五・六割に下がつてきています。これは非常によくなつていくデータです。しかし反対に、国債費の一般歳出に占める割合はこれが現在二〇％です、これはいかにも高いと思うんですね。それから国債残高、これも皆さんの意見はある程度国債を抱いた財政という考え方のようですけれども、これも六十三年度で国債残高が百五十九兆円というのはほかの国に比べてもやっぱりちょっと高過ぎるのではないかとこのことで、しかも国債残高は、五十四年度が五十六兆円でしたから、ずっとふえてきているわけですね。そういう二つの要素は悪くなつていく要素なんですね。ですから、そういう幾つかの指標というものが考えられますけれども、その辺のところのどの点を一応我々として見ていけば、大体財政の対応力ができたというふうに判断していいのかわかりません。

この二点について皆さん方のお考えをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(館龍一郎君) 大変難しい問題を幾つか提起されましたので、的確なお答えになるかどうかかわかりませんが、まず最初に断りしておかなければなりません、私大蔵省の蔵出に聞かせるような発言をいたしましたけれども、実は蔵出合理化努力を続けるならばということを申し上げており、そうであれば当面の目標は達成されるに違いないというように申し上げたわけでございまして、その努力を怠つて自然に達成されるというふうには考えておりません。そしてその蔵出合理化の努力をなせ続けなければならぬというの、続け

ることによつて目標が達成されるということと同時に、一度目標が達成されても、また赤字国債を出さなければならぬというふうな状況になつてしまへば、これは財政の再建とは言えないというように考えておりますので、そういうことがないように、そのもとになつていろいろ制度の見直しをこの間に行つて六十五年度の赤字国債を達成する、こういうことでございまして。その点、私の説明が不十分で誤解を与えたのではないかと思ひますので、訂正させていただきますと思ひます。

なお、財政再建が可能になる重要なファクターとして、景気が順調に回復しつつあると、そして税収が上がつておるとのこと。特に最近の税の弾性値が非常に高くなつております。これは一時的なものであるという判断ももちろんあるとは思ひますが、そしてその中には一時的な要素が含まれておることも事実というふうに考えますが、かつて景気が悪かつたときは弾性値は低くないのではないかと私自身は考えているということをもう一つ申し上げておきたいと思ひます。

二兎を追う、その二つの問題が同時に起こつてきたときにどうするかということ、どちらを重視するかということでございますが、それはそのときの景気情勢を見て判断していかざるを得ないのではないかとこのように私自身は考えております。

○参考人(蔵原千秋君) 先ほど冒頭に申し上げましたのは、六十五年度に赤字国債からの脱却が可能であるという可能性が大分高まつてきたということをおし上げたかと思ひます。

今先生のおっしゃいましたように、六十二年度も恐らく二次補正に比べましてかなりの自然増収が出てくるのではないかとこのように素人ながら考えておりますが、そういういたしますと、六十三年度の税収につきましても、発射台が高くなつた分、またある程度の自然増収が期待できると。今の日本の景気は、先ほど来お話が出ておりますように、昨年ぐらゐから非常に内需の拡大が力強いテ

ンポで進んできておりまして、この状況が内外、特に海外情勢あるいは油の情勢その他に大きな急変がない限りは、いましばらくは続くと思ひますが、そうなりますと、少なくとも二、三年、ある程度この六十三年度予算を編成したと同じような状況が続くと、やや楽観的過ぎるかもしれませんが、そういうことが可能ではなからうか。というふうになりますと、六十三年度予算で三兆一千億ほどの計上されてあります赤字国債、これをあと一、二年で半分ずつ減らしていくということ、これは非常に困難ではなからうかという気がいたしておる次第でございます。

今度はその内需拡大と財政再建どちらに重点を置くかというお話でございますが、館先生が今おっしゃいましたように、まさにそのときの状況でございまして、今の現状をもし前提ということにいたしますと、今申し上げましたように、非常に円高メ리트の浸透、あるいはオイル価格の落ちつきというふうなことの効果がございまして、物価が落ちついている状況の中で非常に内需が力強い拡大を続けておるといふふうな状況にございまして、現状を前提といたします限りは、もはや財政によるこれ以上の内需の刺激は必要ではない、したがつて、もしそういう余剰のものがあれば赤字国債の減額に充てるべきではないかというふうには私は考える次第でございます。

なお、財政の対応力回復というものは、どういう指標で見なければよろしいかという点については、私専門家でございませぬので、何とも難しい御質問にお答えいたしかねるわけでございまして、こういう問題に定量的な何か一つ一つの指標を置いて、定量的にこうなれば対応力が回復したというふうなことがそもそもあるのかどうかという点については、私若干疑問に思つております。先ほど来お話に出ておりますように、一応特例債から脱却する、それが外形的にも見て比較的はつきりした財政再建の時期ではなからうかというふうには思ひますが、さらにあえてつけ加えて申し

上げますれば、これも定性的なことで大要恐縮でございませうけれども、そのほかに、赤字国債の発行がゼロに仮になりましても、従来厳しい財政事情のもとでいろいろ財政のツケ回しと申しますか、あるいは後年度負担、後年度に繰り延べるといったようなものが、詳しい数字を私存じませんけれども、かなりの額に上っているのではないかと気がいたします。

○和田教養君 十二兆円ですね。一番棒が小さくても十二兆円。

○参考人(藤原千秋君) 例えば私の記憶にありますが、でも、地方交付税の関係で運用部からの借り入れがございませうと、ですから、そういうものが今後どういうタイムスケジュールでどういう形で正常化されていくのか、この点もつまびらかにいたしませんけれども、少なくともそういう過去の非正常なものツケが財政当局の足を引っ張るというふうな状態である限りは、まだ財政再建が完全にはできないのではなからうか。もうそういうことが正常化されるめどがはっきりついたということが、本日に財政の対応力が回復したというふうに言える時期ではなからうかというふうに考えます。

○参考人(松田修君) 私が一番赤字国債からの脱却について楽観論を述べましたので若干責任を感じておりますが、そういうふうに見ました根拠でございませうが、それは既に新聞報道等で明らかにしておりますように、六十二年度の税収がかなり大きな自然増収を出すという状況でございまして、決算ベースで考えました場合には、六十三年度一般会計予算におきます印紙税を含めた税収でございませうが、そういうものの見積もりも同水準か、ひよっとするとそれを上回るぐらいの税収が上がり、そうであるというふうに私は考えております。そういうふうなことがまず大きくなっておりますので、六十三年度の楽観論については、恐らくこれはほとんど危ない、つまり達成の確率はかなり高いと考えておいた方がいいんじゃないかと思っております。

問題は六十四年度でございませうが、今の日本経済の拡大基調、六十一年度の十一月と言われておりましたあの底から上がってきた状況を見ておりますと、どうやら石油ショック以降の景気の回復の中では少し性格が違ってくるように見られる面が多いわけではございません。

具体的に申しますと、企業の設備投資、とりわけ製造業の設備投資が去年の秋ごろから盛んになってまいりました。企業活動というものが五十年代に入りましてから一番今が活発さが出てまいっております。かなり先行きに對する見通しにある程度は見通しが立ったというふうな状況ではないかと思っております。したがって、国内の経済の状況から考えました場合には、六十四年度につきましてもそれほど大きな問題は無い。問題はむしろ海外要因が一体どうなのかということでございます。恐らくアメリカの財政再建、向こうの方の財政再建その他によりましてひよっとするとデフレ経済的な影響が出てくる可能性もあり得るわけではございません。

ただし、今までのGNPの成長率に対する税の弾性値を見てみますと、やはり大きく落ち込みましたのは五十年代の初めとそれから五十年代の半ばでございまして、いずれも第一次石油ショック、第二次石油ショックという大きなショックを経験しております。あのときは石油の値上がりによりまして短期的には価格弾性値が非常に低い石油というものをどうしても輸入しなきゃならぬ、そういうことをによりまして値上がり分だけ日本国内の所得が海外に流出するというふうな状況が出てきたわけでありまして、このときに税の弾性値が物すごく落ちていたという状況でございませう。先ほど藤原参考人もおっしゃいましたように、今バレル当たり十五、六ドルから十七、八ドルしております石油が再び倍に上がる、三倍に上がるという、そういうふうな状況になりますと税の弾性値というのは格段にまた落ちてくる可能性はあり得ますけれども、今問題になっているのは、アメリカを中心とした先進国の不況がど

うなるかという問題でございませう。その程度ですと、それほど税の弾性値が落ちるとはちょっと考えづらいというふうに思いましたら、六十四年度も含めまして、かた目に見ましても今見られていいるよりはかなりの大きな税収が上がるのではないかと。もちろんそれは片っ方において歳入の合理化という努力を続けながらの話でございませう。そうしますと、やはり赤字国債償却はうまくいけば六十四年度でできるかもしれないというふうに考えているわけではございません。

その意味では、今の景気の拡大というのは、今までの五十年代にありました何度かの景気の拡大とはちよつと性格が違ってくるように、むしろそれより少し力強く考えた方がいい新しい局面ではないかと。そういうふうに考えているわけではございません。

もう一つの財政の対応力は何で見ますか。これは大変難しく私はその指標というのはどうも見つけがたいのでございませうが、財政赤字が多い場合にはそれがだらだらとふしだらな財政運営になって、そしてとめどなく財政が崩壊状態に陥っていくというふうなことがよく言われておりますが、ただ日本の場合はどうもそうじゃございませう。財政が赤字にならうと、日本の財政当局というものは極めてそういう面ではまじめでございまして、赤字になればやっぱり一生懸命引き締めるように努力してくる財政当局だと考えております。したがっていまして、その努力というのは我々はやはり買わなきゃならぬわけではございませうが、しかし万が一、歳入をどかっとふやさないやならぬというときに、そのまじめさがひよっとするとあだになつて手おくれになるということはあるかもわかりませう。

そういうことを考えますと、やはり財政の硬直化というものが財政の機動力を失わしている可能性はあり得るわけではございまして、そういうふうな財政の硬直化と申しますと、国債費というものが一般会計の二割近く占めている状況はやはり財政当局の手足を縛ってしまう、それが機動的な対応力をややもすれば失わねがちなものであるというふう

な心配はないとは言えないと思つてゐるわけではございます。としますと、やはり金融資産を何か民間に對して供給なさる一方、国債の残高を減らすというふうな方法ということになりますと、NTT型のああいうふうな政府の持ち手になっている資産を再評価して、民間に任せていくというふうなことをもう少しやりいただいた方がよろしいのではないかと。そういうふうに考えているわけではございません。

お答えになりましたかどうか分かりませんが。○和田教養君 次に、先ほどの御意見の中で税の自然増収の問題について、館先生は六十三年度も六十二年度と同じ自然増収がある場合にもこれをやっぱり赤字国債の償還に使つてほしいと、これを減税だとかそういうものに使うのは、まさに資産を売却したものを消費に充てるというふうなことでも未期的なことだと非常に否定的な、かなり否定的な表現を使われたんですが、その点について松田先生が去年の日程に書かれた論文のこの写しを配られたものですから読んでみたんですが、その中に、ちよつと意見が違ふんじゃないかと思うのは、こういうふうな書かれておりますね。『少なくとも今後五年間は、利払い費に限って国債の発行を認め、租税などの経常的な自然増収は歳入の拡大に充てるようにし、国債の現金償還をやめる。』というふうなことが書かれておる。

つまり、これには減税という問題が入つておりませんけれども、それはどうなのか。減税に充てるといふ考え方も含めて歳入の拡大というふうな言つておられるのか。その辺のところを確かめたいのと、その考え方はちよつと違ふように思うし、現実には今の政治の状況でも今の六十二年度の税収、自然増というものを大蔵省はなるべく国債の償還、つまり赤字国債の発行の償還に充てようというところでございまして、我々野党はこれをある程度は一回とにかく、第二次補正のときに赤字国債の償還に自然増収を使つたんだから、今度は減税財源に使つてもいいじゃないかという意見を述べているわけで対立をしているわけなんです

が、その点について両先生の御意見もちよつと對立しているように思ふんですが、そう理解していいんでしょうか、簡単に結構でございますから、館先生から。

○参考人(館龍一郎君) 答えいたします。

これも私ちょっと誤解を引き起こすような発言をしたかもしれないが、税の自然増収が生じた場合、それを必ず全部赤字公債の償還に充てなければならぬというように申したわけではございませんで、実はNTT株の売却収入について言えば、それを減税財源等に使うというのは適当でないということとははつきり申し上げたわけでございます。

したがいまして、自然増収について申しますと、場合によってはそれを減税に充てるということともあり得るというように私は考えます。しかし同時に、一方で赤字公債というものをどういうように考えるか。赤字公債というものは本来に望ましくないという考え方に立てば、財政に余裕があるときにははできるだけ赤字公債を減らしていくという方向にそれを使っていくのが適当ではないだろうかというように考えておりますが、絶対というようにまで考えているわけではございません。

○和田教美君　その点ちょっと誤解しております。確かにNTTの株のことをおっしゃった。

○参考人(松田修君) 経済を考えます場合にはだ

れでも認識のラグというのがあるわけでございまして、例えば私がそれを書きましたときはたしか六月ごろだったですよね。そのときにははっきりと今のような力強い経済拡大というものを予想して書いたわけではございません。経済は少し拡大しかけておりましたけれども、しかし依然として巨大な経常収支黒字の問題で日米関係が非常に緊張していた最中だったと思います。したがって、何でもかんでも自然増収を全部支出で使って

いうふうを考えて、そのときにも私はそう考えておりましたけれども、歳出は中立型でよろしい。

それから、あとは自然増収を減税に回す問題でございしますが、それは必要があれば政治的な意思によつてやつても構わないと思いますが、必ずやるべきだというふうには考えておりません。今のところはそれをやらないと大変経済が落ち込んでしまつて困る状態ではない、むしろ政治的な意思によつておやりになるなら、それはそれで別に問題はないだろうというふうと考えている次第であります。

なお赤字国債をなくす問題でございますが、やはり赤字国債、今のような経済が順調に拡大しております状況におきましては、景気を促進するよりは、そうする必要はないのであって、むしろ赤字国債を減らしておいた方がいい時期であることは間違いないでございます。現実には赤字国債はそんなに膨大なものではございませんで、このごろ年々の発行額は半分減っておりますで、恐らく六十三年度もかなり当初ペースよりは減るように私は期待しておりますが、そういう状況でございますので、あと一息のところでございますから、膨大なお金を出さないと赤字国債から脱却できないような状況でもございませんから、今ここでやっておく方がいような一般経済情勢であるといふふうに考えます。ただ、政治的に減税が必要だといふと、それはまた別の問題である。経済的には、そうでございますということでございます。

○和田教美君 藏原参考人にお尋ねいたしますが、国債の引き受けとそれから市中消化の問題ですけれども、先ほどの御意見の中で、国債の発行の問題については市中消化を円滑に進めるためには、金利、価格といった発行条件を市中の需給実勢を反映させて決めることが必要であるということとが強調されておりました。

これは、かつて六・一國債というのがございましたね。つまり、五十四、五年ごろに発行された利率六・一％の國債だと思うんですが、当時は非常に高金利時代で、郵貯の定額貯金は八％ぐらい

だったと思うんですけど、それが市場の実勢に合わない非常に安い金利で結局シンジケート団が引き受けさせられた。ところが、後で国債価格が暴落したというふうなことがございました。そういうことは絶対起こしてくるなという意味なのか。その辺のいきさつ、事情をちよつと説明していただきたい。

それから、今は非常に金融機関にも、金がだぶついていると言ったら怒られるかもしれないけれども、金余りという状況だし、国債というのはやはりそういう意味でも引き受けにはある程度魅力のあるものだと思うんです。ですから、シンジケート団の引き受けあるいは入札というものも順調にいつているんだらうと思うんですが、これは、今後金利が非常に上がってくるというような状況になつてきた場合に、果たして今のような大量の、つまり借換債も含めてかなりの大量の国債の引き受けというものが順調にいくのかどうか。その辺はどういうふうにごらんになつていいのか。その辺二点をお聞きしたいわけがあります。

○委員長（村上正邦君） 時間も来ておりますので

簡単にお願いを申し上げます。

○参考人(藏原千秋君) 最初の御質問でございますが、五十四年度でございますか、たしか五十三年の終わりに五十四年にかけまして第二次オイルショックがございまして、そのときに引き締めがございました。引き締めということと、その前に発行されました六・一國債、これが暴落した事実はございます。引き締めになりますと、当然今おっしゃいましたように、定額貯金の利率も八%

と、国債の利率もうんと上がってくるといふことでございますので、その前の第一次オイルショックの後の緩和時代に発行されましたクーポン六・一%の国債が値下がりをする。これはある程度経済的には当然と申しますか、自然の事情で値段が下がったということに相なっております。

当時、都市銀行十三行だけで売却損、評価損を合わせて約七千億円の損害であったということが言われておるわけでございますが、今後はどうか

ということになりますと、当時と大分状況が変わつてきております。当時に比べますと、売却制限の緩和ということもございましたし、銀行といたしまして窓販あるいはフルディリングもやっております。それから、国債の発行条件そのものも当時よりさらに一層市場実勢を反映したのになつておる。あるいは先物市場を中心とする流通市場の整備も行われているというふうなことで、現状におきましては当時のような暴落の影響を銀行がもろにこうむるといったような可能性は少なくなっているように思われます。

今後、それでは國債の消化はどうかということ
でございませうけれども、今後一体どういふふうな
金融情勢が生じ、どういふ金融情勢のもとでも必
ずその國債が支障なく消化されるかということに
ついては、私として確言を申し上げる自信はござ
いませうけれども、やはり國債の發行そのものに
つきまして財政当局として節度を持った状況で進
まれるといふふうに思ひますし、またその國債の
發行が非常に苦しい、クラウディングアウトの心
配があるといふふうな状況でございませうれば、当
然財政なりあるいは金融なりであるいは適当なポ
リシーミックスをやりまして、なるべくそいふ
クラウディングアウトのような形が生じないよう
な政策運営がなされるといふふうに私は信じてお
りますので、ただいまの國債の引き受けシ図ある
いは一部についての入札制といふふうな二つの発
行方式をもちましてそれほど國債の消化に支障が
生ずるといふふうなことはないんではないかとい
ふふうに考えております。

○近藤忠孝君 最初に館参考人に質問いたしますが、長らく財政審に關係されてこられたわけですが、けれども、一番基本的な質問をしたいと思ひます。

国債の安易な発行を食いとめるという立場から幾つもの歯どめがありました。制度としてあったんですが、それが次々に崩れてきたというのがこの間の歴史だと思ひます。赤字国債発行自体が初めは歯どめとされていた。整理基金への繰り入

れ、そして赤字国債の場合は十年償還、こういう制度がずっと崩れてきたことについての基本的な御見解、これをひとつお願いしたいと思ひます。

また、これと関係すると思ひますが、先ほど発言の中で、経済が順調に発展している状況では赤字国債に依存しないことが望ましい。このお言葉は裏を返して考えてみますと、そうでない場合には赤字国債発行は是認される。この是認にもいろいろありまして、仕方がないというので決々認めるのと、いや発行すべきだというふうなことがあるんですが、もし後者の方だとしますと、全く歯ごめなんというものはないうような状況になつてしまふんではないか、こういうふうな思ふんですが、この辺についての端的な御意見をいただきたいと思ひます。

○参考人(館龍一郎君) ただいまの質問の二番目の方からお答えさせていただきますが、赤字公債につきましては、これは順調に発展しない状態で、景気が悪く予想外に税収が減少するといふような事態が起こるようなときにはやむを得ないといふように考えているわけでございまして、積極的にいふでも公債を発行するのが望ましい、そういう考え方はございせん。

赤字公債が発行される場合であっても、歯ごめとしていろいろな措置がございしますが、その中の例えば市中消化の原則といったようなものは、これは絶対に守つていくといふような形で歯ごめをかけておくといふことは必要であるといふように考えております。確かに、従来の歯ごめの中で特例債の発行が行われたという点については、財政法が本来的には予想していない発行であつた。そういう意味では、発行が行われざるを得なかつたといふことは、それ自身歓迎すべきことであるといふようには私は考えておりませんが、そういう状態がないように運営をしていくことが望ましいかと思ひます。しかし何と申しまして、外的な要因によつて急に石油価格が上がる、こういうような状態から、予想外の景気後退と税収減が起こつてしまつたときにはこれはやむを得ないといふように考えます。もしそれを、歳出の削減という対策をとつたとすれば、これが経済に与える影響はもうドラスタックであつて、大変望ましくないといふふうになつたであろうといふように考えております。

○近藤忠孝君 では、次に蔵原参考人に、これはぐつと実務的な質問をいたしますが、先ほどの御発言の中で、御要望の第二に国債流通市場の一番の整備という点がありました。これはどんな整備を期待しておるのかということが一つです。

このことと関係しまして、個人の国債離れという現象が起きております。それはやっぱり低金利が一つあると思ふんです。もう一つは、金融機関による国債のデိုင်リングが急増しているといふ面がもう一方にあると思ひます。六十二年で見ても千五百六十六兆円です。これは六十一年度の二・五倍近い水準。これはやっぱり債権相場がどんだん上がつて利ざや稼ぎをいざば目的とした短期の売買が激しく行われた。これについて、例えば日経新聞なんかでも、マネーゲームに狂奔する金融機関といふ、これはかなり批判的に見られてゐる面もあります。こういう点では全体の国債取引の中で金融機関の比重が大変ふえてゐると思ふんですが、どの程度の比重を占めてゐるのか。また、この金融機関が国債のデိုင်リングによつてどの程度の収益を上げてゐるのか。また、その経常収益に対する比率はどれくらいか。この辺が御答えいただければお願いしたいと思ひます。

○参考人(蔵原千秋君) 流通市場の整備の問題でございしますが、これは大分整備が進んできております。売却制限もほとんどなくなつておりまして、一部に若干残つておりますが、こういうものは早くやはり取り除いていただきたい。それと、やはり先物市場におきまして、これは既に先物市場の一部できておりますが、これからこの辺の整備をもう少し進めていただまして、リスクヘッジなりなんなりがもっと十分にできるようにしていただきたいということが重点であらうかと思ひます。

それから、国債取引におきます金融機関のかかわり方でございしますが、まず数字を申し上げますと、公共債の店頭売買高でございしますが、六十年代が全体で二千五百兆円の中で金融機関が七百七十兆円、三一・三%、六十一年度が全体三千四百兆円の中で金融機関が九百二十兆円、二六・九%、六十二年度が全体で約五千兆円の中で金融機関が、今先生のおっしゃいましたように、約千五百兆円、約三割、こういうことに相なつております。

なお、金融機関のデိုင်リングにおきます収益でございしますが、六十年代が有価証券の売買益が、これは全銀行ベースでございしますが、二千五百八十八億円、経常利益に占める割合でございします。それが九・四%、それから六十一年度が売買益が三千三百二十五億円、比率が一〇・三%といふふうになつております。

なお、個人の国債離れという点でございしますが、これも、おっしゃいますように、非常に機関投資家の間で短期の回転売買が盛んであるといふふうな事情もあらうかと思ひます。やはり一つには国債の金利水準そのものがやや低いといふ点に私は一つの理由があるのではないかとこのように思ひます。もちろん国債の発行条件といふのは、先ほど来申し上げておりますように、流通市場の状況を十分反映して決められております。そういう意味でいけば教科書的に非常に正道を歩んで決められておる、これは間違ひございせん。

私は、もちろん流通市場の利回りそのものにけちをつけるつもりは毛頭ございせんので、今の発行条件の決まり方そのものにも疑問を持つておるわけではございせんけれども、あえて評論家的にやや第三者の申し上げますと、やはり今の流通市場の利回りそのものがやや低く出ているんではないか。これはやはり機関投資家の間の売買が非常に盛んだといふことと無関係であると思ひわれませんけれども、そもそも日本におきましてはマーケットにおきますセンチメントというのがどうも一方的に傾きがちであるといふような感じが私はいたしております。つまり、金融が緩和しておりますとき、金利が先安のような感じがあります。ときにはどつとみんな買いの方に向かう。こういうことは、債券で言えば値段が上がる、利回りが下がるというふうに向かう。逆に金融の引き締めるときには、みんなが債券を売り一方になつて買い手が少なくなつて、したがつて利回りが上がる、値段が下がる。これが引き締めのときも緩和のときもややオーバーシュートがあるんではなからうかといふふうな気がいたします。

そういう見地からいいますと、これで随分金融の緩和の状況が長く続いておられますけれども、流通市場の利回りそのものが感じないといふし、まして、四・六%の国債を君は十年間持つ気持ちで投資するかと問はれますと、やっぱりちよつとちよつとよさをされるというのとは、何かやはり感じとして低いなという気持ちがやっぱり一般の個人投資家にもあるのではないかなうか。で、それが国債離れとまでは言ひませんが、一つ、十年間投資するといふつもりで国債を買うといふことをちよつとよささせている理由ではなからうか。

それからもう一つでございしますが、これはむしろこれからの問題かと存じますが、今まで個人の投資家が国債を購入いたしておりましたのは、大部分の方が例のマル特を利用して御購入になつておつたわけでございします。これがなくなりましたといふことは、やはり個人の国債離れといふことを生じさせる一つの誘因にはなからうかといふふうに考えております。

○近藤忠孝君 もう一つお願いしますが、今の話でも、金融機関の国債による収益が大変多くなつておつて、結局国債の購入に積極的になつてゐるという点だと思ふんです。その点で三三ばかりですが、一つは金融機関の保有債券に占める国債の比率の状況が第一点で、このように積極的にな

っている理由は、国際決済銀行、BISですね、BIS規制で総資産の中でリスクウェイトが低い債券保有が多いほど自己資本の比率が高くなるようにしているというところから、金融機関の中で、リスクウェイトがゼロになると考えられる国債の購入に積極的、こういう面があるんじゃないかと思いますが、その点どうか。

もう一つは、BISは銀行の自己資本比率について国際基準を設けておりますが、我が国の銀行はこの国際基準の水準から見てもまだ低いようですね。しかし所有株式の含み益は相当大きいという一面もある。そこで、今後BIS規制水準達成のためにどういう方法をとると考えておられるか。

それから、その関係で今まで預金獲得競争から総資産の伸びをふやすことに専念してきたと思いますが、今後は、利ざやの薄い資産をふやすと自己資本比率低下要因にしかならないので、貸し出しなどで選別が強まるんじゃないかという心配があります。どういふ分野が選別の対象になるのかという点ですね。時間の関係もありますので端的にひとこと。

○参考人(藤原千秋君) お答えいたします。

全国銀行の国債の保有でございます。これは所有証券の中に占める割合でございますけれども、五十九年度末が二七・三%、六十年末が二五・三%、六十一年度末二五・三%というふうに相なっております。

なお、自己資本比率規制との関係におきまして国債のリスクウェイトというのがゼロでございますが、こういうことで非常に低いので金融機関としては国債をどんどん持つようになるのかという点でございますが、確かにリスクウェイトの低い点は魅力的な点であることは間違いございません。ただ、そのリスクウェイトの大小だけで金融機関として資産を持つわけではございませんで、御承知のとおり国債は価格変動商品でございますし、マーケットにおけるリスクがあるわけでございます。さらに利回りということも考えていかなくちゃならないわけでございます。そういうこと

をいろいろ考えながら投資をするわけでございす。もちろんどの程度国債にこれから投資をしようかというところは、個別の銀行の判断になるわけでございすので、私からはなかなかお答えしにくい問題であるということをお断りいたします。

なお、自己資本比率規制の問題でございますが、おっしゃるようにはこれはなかなか達成が難しいことではございまして、金融機関といたしましては極力その自己資本を増強する方策を考へる、あるいは資産を減少する方策を考へる、あるいは資産をふやさないで手数料とかそういういわばサービスの提供による対価によって収益を生む機会を広げていこうと、いろいろの方策でこれから自己資本比率の達成に邁進していくわけじゃないかと思いますが、その場合に、それでは資産の選択がどうなるかという問題でございます。

この辺もなかなか先の見通しが難しい話ではございすけれども、御承知のとおり、このところ日本の国内のマネーフローと申しますか、大きく変化をいたしております。それに従いまして金融機関の融資構造というものが随分と変わっております。大企業の方はむしろ金融機関からの借り入れに依存しないで資本市場からの調達あるいは海外からの調達に切り変えるというふうなことで、都市銀行を含めまして比較的大きな銀行も、このところ中小企業あるいは個人向け住宅ローンというふうなところに非常に力を入れてきております。こうした基調は基本的に今後ともそれほど変わらないんじゃないだろうかというふうに私は思っております。具体的にどういふ取引分野に進出し、どういふ取引先を開拓していくかという問題は、これはもちろん個々の銀行の経営戦略の問題であらうかと思ひますけれども、そう御心配になるような問題は生じないのではないかと

というふうに考えております。

○近藤忠孝君 あと松田参考人。

○委員長(村上正邦君) 時間が参りますが、

○近藤忠孝君 参考人に質問と答弁含めて二、三

分で一つお聞きしたい。

○委員長(村上正邦君) 二分しかありませんのでそのつもりで。

○近藤忠孝君 先ほど利払い費とそれから国債発行額とほぼ同じ、もしくは利払い費の方が多くなっているという、その関係からGNPに対する国債残高が一定のところに収れんしていくんだという、こういうお話があつて、それは楽観論の一つになつていふんじゃないかと思ふんですが、しかし成長率も利率もこれは常に変動するものですよね。かつて利率の方が高かつた時期もありました。経済、景気変動がどうなるかわからないですね。こういう、これがある日また突然国債大増発ということになりかねないと思ふんですが、その辺のお考えを端的にお述べいただいて私の質問を終わります。

○参考人(松田修君) 一言申し上げます。

長期的に見ました場合には、GNPの成長率とそれから金利というのは大体収れんするということとは言われていふことではございす。おっしゃるとおり時期によりましては、それは大変動するといふ可能性はあり得るわけでございす。ただし、それがもしもそういう状況になりましたとしても、実は六十二年以降の状況は、むしろ利払い費よりも発行額の方がどんどん減つてきていふわけでございすから、実は六十一年度までぐらゐの感でその話を申し上げました。さらに加えて、実は発行額の方が減つてきていふことではございす。これは確実に減つていふことと考へてよろしいかと思ひます。GNP比が減つていくというふうに考へてよろしいかと思ひます。

○栗林卓司君 私は、時間の制約があるものですから、館参考人と松田参考人に一つだけお尋ねをしたいと思ひます。

というの、日本の財政はいかなる国際的環境下に置かれていふだろうかということでございまして、日本を含む世界の景気を考えますと、アメリカの財政赤字、あるいは貿易収支の赤字が果た

してきた役割というのは、これは無視できないものがあると思ひます。しかし、今後とも寄与し続けてくれというわけにまいりませんので、そうしてまいりますと、アメリカの累積債務が危機的な水準に達してまいりますし、といって、この双子の赤字をでは急激に減らそうという政策を仮にアメリカが選択いたしますと、日本と世界の経済に相当なインパクトを与えるということになるだろう。こういった状況下に置かれていふわけでございまして、そういった中で、こうした変化の状況というの、日本の財政にいかなる課題をしようとするのであろうか、そういった課題を解決するために一体日本の財政は今何をすべきなのだろうか。

この点につきまして、館参考人、あるいは松田参考人からそれぞれ御所見を承りたいと思ひます。

○参考人(松田修君) おっしゃるとおり、来年度以降、アメリカを中心にして、財政再建に伴うデフレ効果というものは出るかも知れません。そういうふうには考へております。ただ、その前には、恐らくそれを受けとめます民間の経済の力がどのくらいかというものにかなり依存してくる問題だと考へております。そういう観点から日本の経済をもう一度遠視してみますと、必ずしも五十年代初めのような混乱期と同じような弱さ、あるいは五十年代半ばの第二次石油ショック当時に見えたようなよろさというものが、十分ではございませぬけど、かなり改善しているというところは間違いないと思ひます。

で、財政のそれに対する対応でございますが、それはやはり今まで申し上げてまいりましたように、機動的に対応しなきゃならぬ面が出てくるかも知れません。しかし、実のところを言いますと、そういうふうな対応というのは、財政その中でのみ対応し切れる問題ではないし、また対応して望ましいことではないと私は考へていふわけでございす。つまり、デフレ効果が出た場合には財政だけでは成長を促進するものがないんだ、引

つ張るものがないんだというふうな状況から、も

と経済全体、とりわけ民間経済の活性化という
ものにならなければならないというところが、実のところを言いますと、海外からのいろいろなインパクトに経済全体が対応できる、過大なるショックも受けないということになるんだらうと思っております。その意味から考えますと、日本の経済全体の中でまだまだマーケットが十分に働かない部門がいろいろある。とりわけ、申しわけないことですが、規制とか、あるいは価格に対する強制的な規制とか、あるいは輸入の規制でございますとかいろいろ残っているわけでございます。ですから、そういう面を十分に解決していく。

例えば、一番早い例が、やはりこれだけの円高になりまして、日本の場合には円高のメリットというのは消費者のところになかなか行き届いていないというふうなことになります。円高を利用してしました事業機会というものが失われるというところになるわけでございまして、そういうふうな規制を緩和する、そして民間の経済に対して事業機会を与えていくというふうな方向を財政以外のところとていく。

「委員長退席、理事堀原清君着席」
あるいは、財政の局面におきましては、まだまだ日本の財政というものは、確かに一般会計で見ました場合には、それほど大きな財政ではございませんが、財政機関を含めるとかなり大きな財政であることは間違いないし、それ自身が、先ほどの郵政の問題にも絡みますけれども、民間の事業機会を奪っている可能性さえないとは言えない面があるわけでございます。

したがって、財政の対応力というのは、先ほど申しましたように、もちろん財政の硬直化を防ぐ努力をしていく、今のうちに減らせるものならば赤字国債を減らしていくというようにすることは大事ではございませんけれども、むしろ主力は民間経済で、日本経済全体のそういうような活力をどういうふうに維持するか、民間の経済に対する事業機

会というのをどれだけ与えていくか。

「理事堀原清君退席、委員長着席」

今の円高でございますから、幾らでも与えられる可能性はあるわけですから、それを失わせているいろいろな規制の問題とか、あるいはマーケットが十分動かない問題とか、そういうところを解決する方が本質ではなからうかというふうに考えておる次第でございます。

○参考人(館龍一郎君) 答えました。

この問題は、アメリカが政策転換をどの程度のスPEEDで行っていくかということと非常に深くかかわっておりまして、アメリカが本当に異常なスPEEDで双子の赤字を解消していくということになりますと、日本のような経済大国がそれに応じて非常に急速な対応策を講じていかなければ世界的な混乱が起ころうという可能性が有ると思えます。ただ、幸か不幸か、アメリカの政策転換はそれほど急激なものではないというように私は予想しております。したがって、日本は十分その国際的責任というものを自覚してやっていかなければならないと思いますが、しかしドラスチックな政策の変更を必要とするというふうなことではないのではないかと。

ただ、そういう日本の国際的な責任ということを考えれば、財政支出の中においても対外協力とかそういう面にウェイトをかけていく必要があると思えます。さらに財政資金をできるだけ効率よく使って、例えば累積債務問題やなんかについても、根元からいって資金を提供するというところではなく、保証等の手段をもう少し利用する等の工夫をしながら責任を果たしていくということが望ましいのではないかと考えております。

○野末陳平君 ます、蔵原参考人にお伺いしますけれども、先ほど小口金利の自由化のことをちょっとお触れになりましたので、それをさらに、せっかくなのでお話ししたいと思います。もう少し具体的にお話したいかと思えます。

○参考人(藤原千秋君) 御承知のとおり預金金利

の自由化につきましては、まず大口の方から始め

られまして、ただいま大口の方では定期預金あるいはCDにつきましては五千万円、MMCにつきましては一千万円というところまでおけるわけでございます。ただ、私どもとしては、大口から入るのが常道であり、かつやりやすいというところで、よその国の状況から見てもそうでございますが、ここまで進んできたわけでござい

ますが、やはり小口預金金利につきましても、大口だけを優先するというのはいかにも公正を欠くというところでございまして、できるだけ早い機会に小口預金につきましても金利の自由化を実現させたいというふうに考えておるわけでござい

ます。ただ、これも先生もう重々御承知のように、小口預金金利を自由化いたしますにつきましては、何としてもやはり郵便貯金をどうするかという問題が絡んでくるわけでございまして、この点につきまして私どもはかねがね、郵便貯金の例の定期貯金の商品性を見直していただきたい、それから民間金融機関に金利を追随するような形で郵便貯金の金利も決めていただきたい、この二点をお願いしておりますし、この二点につきまして大蔵省と郵政省とが今話し合っているというふうに向っております。その話し合いがつかなければ五

百万円より上のところでやればいけないかと、あるいは今五千万まで来ている大口定期預金の単位をもう少し下げるところから始めたらよいではないかと、世にいろいろ御議論もあるところでございまして、私どもとしては基本的にはやはりこまごまと小口の預金者の方を待たせたいわけでございまして、何としても郵便貯金の御理解ある態度を得まして、一緒に小口の預金金利についても自由化をスタートさせたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○野末陳平君 ありがとうございます。

それから、館先生と松田先生に同じことをお聞きするんですけども、両先生とも景気の力強い

拡大という、これがもう目に見えていることをお

っしゃっておられました。そこで税制改革で減税がかなりの規模で行われる可能性があるわけですが、この減税が行われた場合、景気の拡大は個人消費が支えになつていくわけですから、その辺でどういふような影響が出てくるか。当然ながらプラスですね、さらに好調になるという面と、それから、ひょっとして過熱してくることもないとは言えないとか、いろいろ考えられるかもしれませんが、先生のその辺の予測といえますか、御意見を伺いたいと思えます。

○参考人(館龍一郎君) 答えました。

減税の規模によって経済効果は非常に違ってくると思えます。基本的に消費が増大するかどうかということ、その時点における可処分所得が増加するか減少するかにもよるん存するわけではございませんけれども、一般的には将来を見通した所得の大きさに依存するわけでございまして、若干の減税が行われたからといって、直ちにそれが非常に大規模な景気刺激効果を持つてくるというふうなことは余りないのではないかと私自身は考えております。

○参考人(松田修君) 減税がどのような規模でどの時点で行われるかにもよると思えますけれども、恐らくそれが一般の可処分所得をふやしていくのは、暦年で見まして来年ぐらいからになるのかなという感じを持つていくわけでござい

ます、実際に手元に入つて。そういうふうな状況のもとで経済がどうなつていくかということにも依存するわけでございまして、御存じのように、財政が景気刺激策であるかどうかというところは、基本的にはやはり財政の収支が一体どうなつていくかということに依存しているわけであります。ある意味では、自然増収がどんどん出るような状況ですと、これは財政自体が景気をそれほど刺激していない、むしろ、ひょっとすると足を引っ張っているかも知れないという状況になるわけでございまして。したがって、これから自然増収がふえてくるような状況のもとで、ある程度減

税が行われるということは、財政の方から見れば中立化の方向に動いていくというふうに考えたらしいと思います。

そこへもつてきまして、もう一つはアメリカの経済その他は、今までお話がございましたように、そう急速に財政デフレという状況にならないことは間違いないとは思いますが、しかし、恐らくことしよりは来年の方がアメリカとしても財政再建の方向に財政の運用を動かしていかねばならないというふうな状況にあるのではないかと思えます。そういうふうに考えますと、規模にもよりますが、しかし今考えられております減税が来年以降に動いてくるとするならば、それほどインフレ的であるかという、そういうことではない。経済を過熱させるかという、そういうことでもなさそうだというふうに私は樂觀しているわけでございます。

○野末陳平君 ありがとうございます。

○委員長(村上正邦君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々には、御多忙のところ御出席を賜り、貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。おかげさまで真剣な議論ができました。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十九分散会

昭和六十三年五月二十五日印刷

昭和六十三年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D